

処 分 理 由

前記の滞納徴収金が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納徴収金及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなたの下記財産を差し押えました。

なお、前記財産は、宅（ 県 市 町 ）の金庫内に保管されていたものですが、あなたは普段から 宅に出入りしており、また、同金庫の鍵は、滞納者であるあなたが管理しており、かつ、同金庫内には、前記財産の他、あなたの事業に関する書類（ 等）が保管されていたことから、あなたに帰属すると認められます。

以 下 余 白